

介護保険負担限度額認定制度について

1 介護保険負担限度額認定制度とは

本制度は、所得の低い方が**ショートステイ**を利用する際や次の施設へ入所・入院する際の**食費・居住費**を軽減する制度です。

町田市から送付された負担限度額認定証を施設に提示することにより食費・居住費が軽減されます。なお、グループホーム等は軽減施設の対象外です。

- (1) 特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム（特養・地域密着特養）
- (2) 老人保健施設（老健）
- (3) 介護療養型医療施設（療養病床）
- (4) 介護医療院

2 制度の対象者

対象者は、次の条件を**すべて満たす方**になります。

- (1) **本人及びその配偶者**（内縁関係も含む）が**市民税非課税**であること
- (2) 本人と住民票上、**同一世帯である方が市民税非課税**であること
- (3) 資産が**単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超えていないこと**

※認定後、資産が上記金額を超えた場合、対象外となりますので、必ずご連絡ください。

3 申請に必要な書類 ※フリクションボールペン等文字の消えるもので記入しないでください。

- (1) 介護保険負担限度額認定申請書及び同意書※1（町田市ホームページからダウンロード可）

※1 本人、配偶者及び代理申請者の印鑑（シャチハタ不可）の押印が必要です。後見人の場合は本人印不要。

- (2) 申請時の添付書類（本人及び配偶者名義のもの。通帳等の写しは各自ご用意ください。）

資産種類	提出書類	必要なページ等
預貯金 定期預金	通帳の写し ※2 ※3	銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかるページ
		直近2か月間の預金残高がわかるページ
		年金がある方は、振り込まれていることが確認できるページ
		※通帳が複数ある場合は、全て提出が必要です
現金（タンス預金）	-	自己申告のため資料不要
その他資産	通帳以外の写し	投資信託や有価証券、金・銀などは、名義人がわかるページ
		直近2か月間の取引金額・時価評価額がわかるページ
負債	借用書の写し	本人又は配偶者名義であることがわかるページ
		貸付額、返済期限、署名、捺印があるページ

※2 インターネット銀行等の場合は、残高証明書等でもかまいません。

※3 「総合口座通帳」は、定期預金口座の利用の有無にかかわらず定期預金口座の1ページ目の写し（利用がない場合は、余白に「定期なし」と追記）を添付してください。

- (3) 課税（非課税）証明書 **次の条件に一つでも該当する方はご提出ください（写し可）**

- ① **2020年1月2日以降**に町田市へ転入された方（本人・配偶者の証明書）
- ② 町田市外の対象施設に入所・入院し、町田市外に住所を異動している方（本人の証明書）
- ③ **配偶者が町田市外にいる方**（配偶者の証明書）

4 有効期間と更新 7月末までが有効期間なので毎年更新申請が必要になります

(1) 有効期間

介護保険の認定を持っている方：申請月の1日※4から次の7月31日まで

介護保険の認定を持っていない方：認定を受けた日から次の7月31日まで

※4 月をまたがっての遡り認定はできません。対象施設利用の際は忘れずに申請してください。

(2) 更新申請

2021年8月31日までに更新申請を行うことで、認定期間が切れることなく、サービスをご利用できます。また、更新申請は例年6月下旬に受付を開始します。詳細については、受け付け開始時に更新のお知らせを町田市ホームページへ掲載いたしますのでそちらをご確認ください。

更新のお知らせは、利用している町田市内施設や担当のケアマネジャーから制度の対象となる方へ、制度内容に関する説明とともにを行います。

(3) 町田市ホームページでの掲載場所

トップページ>医療・福祉>介護保険>介護保険サービスの費用負担>施設入所時の食費・居住費を軽減する制度

5 利用者負担段階

利用者 負担段階	負担限度額(日額)		段階の判断要件	
	居住費(滞在費)			食費
第1段階	多床室		0円	・本紙2(制度の対象者)に該当かつ ・生活保護又は老齢福祉年金受給者
	従来型	特養・地域密着特養	320円	
		個室	老健・療養型等	
	ユニット型	個室的多床室	490円	
		個室	820円	
第2段階	多床室		370円	・本紙2(制度の対象者)に該当かつ ・本人の前年の年金収入金額 +その他の合計所得金額※5 -分離譲渡所得に係る特別控除額 が80万円以下の者※6
	従来型	特養・地域密着特養	420円	
		個室	老健・療養型等	
	ユニット型	個室的多床室	490円	
		個室	820円	
第3段階	多床室		370円	・本紙2(制度の対象者)に該当かつ ・本人の前年の年金収入金額 +その他の合計所得金額※5 -分離譲渡所得に係る特別控除額 が80万円を超える者※6
	従来型	特養・地域密着特養	820円	
		個室	老健・療養型等	
	ユニット型	個室的多床室	1,310円	
		個室	1,310円	
第4段階 (非該当)	居住費(滞在費)と食費は入所先の施設が設定している金額になりますので、利用する施設へご確認ください		650円	・本紙2(制度の対象者)に非該当

※5 その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金所得金額を引いた金額です。

※6 分離譲渡所得に係る特別控除とは、土地や建物を売却した際に発生する特別控除のことです。

6 申請先

町田市役所 いきいき生活部 介護保険課 給付係（裏面、9問合せ先）

7 第4段階（非該当）でも軽減（特例減額措置）を受けられる場合があります。

(1) 以下の条件をすべて満たす方が**第3段階**の取扱いになります

- ①本紙1の(1)～(3)の施設へ**入所・入院**している（ショートステイは対象外）
- ②住民票上の世帯構成員の数が**2名以上**（別世帯の配偶者も数に含める）
- ③世帯員及び配偶者の現金、預貯金、有価証券等の合計額が**450万円以下**
- ④世帯員及び配偶者がその居住用の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に**利用しうる資産を有していないこと**
- ⑤世帯員及び配偶者が介護保険料を**滞納していないこと**
- ⑥世帯員及び配偶者の年間収入から施設利用における1年分の利用者負担（介護費、食費、居住費）**※7**を引いた額が**80万円以下**であること

※7 金額は施設ごとに異なります。施設との契約書や重要事項説明書等でご確認ください。

また、計算する際の食費・居住費は、制度非該當時の施設設定額になります。

(2) 申請に必要な書類（①～③は町田市ホームページに様式と記入例があります）

- ①介護保険負担限度額認定申請書（特例減額措置）
- ②特例減額における収入及び預貯金等申告書
- ③同意書（特例減額措置）
- ④収入状況を証明する書類（世帯員及び配偶者）

必要な書類（2020年1月2日以降に町田市へ転入された方のみ必要）

収入がわかるもの	源泉徴収票の写し
----------	----------

⑤資産状況を証明する書類（世帯員及び配偶者）

本紙3の(2)申請時の添付書類と同じ

⑥施設の費用、入所・入院状況を証明する書類

提出書類	必要なページ
重要事項証明書の写し	介護費負担、食費、居住費の金額が明記されているページ
契約書の写し	施設と利用者の契約状況がわかるページ

8 注意点

- (1) 申請に書類不備等があった場合は、連絡を差し上げることがありますので、必ず連絡がつく電話番号をご記入ください。また、書類不備や所得情報（非課税年金等）を確認できないことにより、結果通知の発送に時間がかかることがございますのでご了承ください。
- (2) 申請に書類不備等があり、訂正を依頼した日から1か月以上訂正がない場合は、申請を取下げたと判断し、申請書を返送いたします。ご了承ください。
- (3) 虚偽の申告により不正にサービス費の軽減を受けた場合、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、軽減された額及びその最大2倍の額を返還していただくことがあります。
- (4) 官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の機関に対し、預貯金等の残高について照会をかけた結果、一定金額（単身の場合1,000万円、夫婦世帯の場合2,000万円）を超えていた場合、認定開始日まで遡り、4段階に更正される場合があります。

(5) 介護保険負担限度額認定申請書には、原則、個人番号の記載が必須となります。

(6) 本紙「介護保険負担限度額認定制度について」は次年度の申請まで大切に保管してください。

9 問合せ先

町田市役所 いきいき生活部 介護保険課 給付係

【所在】〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22

【電話】042-724-4366

※更新申請については、入所・入院又は利用している施設（町田市内の施設のみ）、もしくは、町田市役所介護保険課に直接郵送してください。

※町田市外の施設をご利用の方は、町田市役所介護保険課に直接郵送してください。

担当エリア	高齢者支援センター名	所在地	電話番号(市外局番 042)
相原町	堺第1	相原町 2373-1(老人保健施設サンシルバー町田内)	770-2558
小山町、小山ヶ丘、上小山田町	堺第2	小山ヶ丘 1-2-9(特別養護老人ホーム美郷内)	797-0200
図師町、下小山田町、忠生、矢部町、小山田桜台、常盤町、根岸町、根岸	忠生第1	下小山田町 3580(ふれあい桜館1階)	797-8032
山崎町、山崎、木曾町、木曾西、木曾東(都営木曾森野アパートを除く)、本町田の一部(公社住宅町田木曾)	忠生第2	山崎町 2200(福音会木曾山崎事業所内)	792-1105
小野路町、野津田町、金井、金井町(藤の台団地を除く)、大蔵町、薬師台	鶴川第1	薬師台 3-270-1(特別養護老人ホーム第二清風園内)	736-6927
能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広袴、広袴町、真光寺、真光寺町、鶴川	鶴川第2	能ヶ谷 3-2-1(鶴川地域コミュニティ1階)	737-7292
原町田(都営金森1丁目アパートを除く)、中町、森野、旭町、木曾東の一部(都営木曾森野アパート)	町田第1	森野 4-8-39(特別養護老人ホーム commons 内)	728-9215
本町田(公社住宅町田木曾を除く)、金井町の一部(藤の台団地)、南大谷の一部(公社住宅本町田)	町田第2	本町田 2102-1(本町田高齢者在宅サービスセンター内)	729-0747
玉川学園、南大谷(公社住宅本町田を除く)、東玉川学園	町田第3	玉川学園 3-35-1(玉川学園高齢者在宅サービスセンター内)	710-3378
南町田、鶴間、小川、つくし野、南つくし野	南第1	南町田 5-16-1(特別養護老人ホーム芙蓉園内)	796-2789
金森、金森東、南成瀬、成瀬が丘、原町田の一部(都営金森1丁目アパート)	南第2	金森東 3-18-16(特別養護老人ホーム合掌苑桂寮内)	796-3899
成瀬、西成瀬、高ヶ坂、成瀬台	南第3	西成瀬 2-48-23	720-3801